

陸海軍人二賜ハリタル勅諭

明治十五年一月四日

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐる中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひし高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありて

は皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士とも棟梁たる者に歸し世の亂と共

に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武
家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯な
れるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひ
なから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に
背き奉り淺間しき次第なり降りて弘化嘉永
の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも
起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕
か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱
し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くし

て天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返
上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海
内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の
忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖
宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへと
も併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重
きを知れるか故にこそあれされは此時に於て
兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年
か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵

馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ
 臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て
 臣下に委ぬへきものにあらず子々孫々に至る
 まで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握
 するの義を存して再中世以降の如き失體なか
 らんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥な
 るそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を
 頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國
 家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報い

まゐらする事を得るも得さるも汝等軍人か其
 職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜
 威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共
 にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其
 譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心に
 なりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は
 永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の
 光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望
 むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を

左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我
國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なか
るへき況して軍人たらん者は此心の固から
ては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人
にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝
に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかる
へし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存
せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かる

へし抑國家を保護し國權を維持するは兵力
に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なるこ
とを辨へ世論に惑はず政治に拘らす只一
途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも
重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を
破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥
より下一卒に至るまで其間に官職の階級あ
りて統屬するのみならず同列同級とても停

年ねんに新しん舊きうあれは新しん任にんの者ものは舊きう任にんのものに服ふく
従じうすへきものそ下か級きふのものは上じやう官くわんの命めいを承うけたまは
ること實じつは直たぢに朕ちんか命めいを承うけたまはる義ぎなりと心得こころえ
よ己おのれか隸れい屬ぞくする所ところにあらずとも上じやう級きふの者ものは
勿もちろ論ん停てい年ねんの己おのれより舊ふるきものに對たいしては總すへ
て敬けい禮れいを盡つくすへし又また上じやう級きふの者ものは下か級きふのもの
に向むかひ聊ちやうも輕けい侮ぶ驕けう傲がうの振ふる舞まひあるへからず公こう
務むの爲ために威ゐ嚴げんを主しゆとする時ときは格かく別べつなれども
其その外ほかは務つとめて懇ねんじやうに取とり扱あつかひ慈じ愛あいを專せん一いちと心こころ掛が
け上しやう下かう一いつ致ちして王わう事じに勤きん勞らうせよ若もし軍ぐん人じんたる

ものにして禮れい儀ぎを紊みだり上かみを敬うやまはす下しもを惠めぐま
すして一いつ致ちの和わ諧かいを失うしなひたらんには啻ただに軍ぐん
隊たいの蠱とど毒どくたるのみかは國こく家かの爲ためにもゆるし
難がたき罪ざい人にんなるへし

一ぐん軍じん人じんは武ぶ勇ゆうを尙たふとふへし夫それ武ぶ勇ゆうは我わが國こくににては
古いにしへよりいと貴たふとへる所ところなれば我わが國こくにの臣しん民みんた
らんもの武ぶ勇ゆうなくては叶かなふまし況まして軍ぐん人じん
は戰たゝかひに臨のぞみ敵てきに當あたるの職しやくなれば片かた時ときも武ぶ勇ゆう

を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大
勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗
暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人
たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力
を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たり
とも侮らす大敵たりとも懼れす己か武職を
盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を
尙ふものは常々人に接るには溫和を第一と
し諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を

好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひ
て豺狼などの如く思ひなむ心すへきことに
こそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること
常の道にはあれとわきて軍人は信義なくて
は一日も隊伍の中に交りてあらんこと難か
るへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分
を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思
は、始より其事の成し得へきか得へからさ

るかを審しりぞに思考しこうすへし臆おそ氣けなる事ことを假かり初そめに
諾うべなひてよしなき關係くわんけいを結むすひ後のちに至いたりて信義しんぎ
を立てんとすれば進退しんたい谷たりて身みの措おき所どころに
苦くるむことあり悔くゆとも其詮そのせんなし始はじめに能よく々く事こと
の順逆じゆんぎやくを辨わへ理非りひを考かんがへ其言そのことは所詮しよせん踐ふむへ
からすと知しり其義そのぎはとても守まもるへからすと
悟さとりなは速すみやかに止とどまるこそよけれ古いにしへより或あるは小
節せつの信義しんぎを立てんとて大綱たいかうの順逆じゆんぎやくを誤あやまり或ある
は公道こうだうの理非りひに踏迷ふみまよひて私情じやうの信義しんぎを守まもり

あたら英雄えいゆう豪傑ごうけつともか禍わざはひに遭あひ身みを滅ほろし屍かばね
の上うへの汚名をめいを後世のちのよまで遺のこせること其例そのためし尠すくなか
らぬものを深ふかく警いましめてやはあるへき

一軍人ぐんじんは質素しつそを旨むねとすへし凡質素およそしつそを旨むねとせさ
れは文弱ぶんじやくに流ながれ輕薄けいぱくに趨はしり驕奢けうしゃ華靡くわびの風ふうを
好このみ遂つひには貪汚たんをに陥おちりて志こころも無下むげに賤いやしくな
り節操せつさうも武勇ぶゆうも其甲斐そのかひなく世人よのひとに爪つまはしき
せらるゝ迄までに至いたりぬへし其身そのみ生涯しやうがいの不幸ふかうな
りといふも中々なか愚おろかなり此風このふう一ひとたひ軍人ぐんじんの間あひだ

に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も
兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之
を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠
め置きつれと猶も其悪習の出んことを憂ひ
て心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝
等軍人ゆめ此訓誡を等閒にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへか
らすさて之を行はんには一の誠心こそ大切な
れ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心

は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何な
る嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用に
かは立つへき心たに誠あれは何事も成るもの
そかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の
常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か
訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を

盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一
人の懾のみならんや